

平成20年(厚)第425号

平成23年3月31日裁決

主文

〇〇病院厚生年金基金が平成〇年〇月〇日付で審査請求人に対してした後記第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第2 審査請求の経過

1 請求人は、〇〇病院厚生年金基金(以下「本基金」又は「保険者」という。)の設立事業所で、請求人が運営するa病院(所在地 〇〇市〇〇〇〇〇-〇〇。以下「a病院」という。)について、その事業主の同意書及び同病院に使用される本基金の被保険者の2分の1以上の同意書を添え、本基金に対し、脱退日を平成〇年〇月〇日付とする脱退届を同月〇日に提出した(以下、この脱退届による脱退の申出を「本件脱退」という。)

2 本基金は、平成〇年〇月〇日に開催した第〇〇回代議員会(以下「本代議員会」という。)において本件脱退を審議し、脱退年月日は代議員会で事業所の脱退を承認議決した日以降とすること、及び脱退時特別掛金の額は本基金規約附則第14条に基づき徴収決定し、同掛金の納付は本基金規約附則第13条第2項の規定に基づき納入することを条件として本件脱退を承認議決した。本基金は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、脱退時特別掛金〇〇〇〇万〇〇〇〇円を同月〇日までに一括納付することを求める納入告知(以下「原処分」という。)をした。〇〇厚生局は、平成〇年〇月〇日付で、本基金規約別表第1からa病院を削る旨の本基金規約の一部変更を認可した。

3 請求人は、原処分を不服とし、当審査

会に対し、審査請求を行った。

第3 問題点

1 本基金規約附則第13条第1項は、本基金は、設立事業所が減少する場合において当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加する額に相当する額として未償却過去勤務債務等を、当該減少に係る設立事業所(以下「脱退事業所」という。)の事業主から、脱退時特別掛金として一括して徴収するものとし、当該脱退事業所の事業主に対し納入の告知を行うと規定し、同条第2項は、脱退事業所の事業主は、第1項の規定により納入の告知をされた脱退時特別掛金について、脱退日までに本基金に納入しなければならないと規定している。本基金規約附則第14条は脱退時特別掛金の算定方法を規定しているが、同条第1項第1号において、「脱退日の直前の決算時」とは、「脱退日が4月1日から前年度の決算が代議員会で議決された日の前日までのときは前々年度の決算時、前年度の決算が代議員会で議決された日から翌年3月末日までのときは前年度の決算時とする。ただし、当該決算時から脱退日までに財政計算結果の適用が代議員会で議決された場合は、当該財政計算に係る計算基準日とする。」であると規定している。本基金規約第5条は、本基金の設立事業所の名称及び所在地は別表第1のとおりとすると規定し、同第23条は、規約の変更は代議員会の議決を経なければならないと規定し、同第15条は、通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とすると規定している。厚生年金保険法(以下「法」という。)第144条第1項は、厚生年金基金(以下「厚生基金」という。)がその設立事業所を増加させ、又は減少させるには、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意を得なければならないと規定している。法第115条第1項は、厚生基金は、規約をもってその設立に係る適用事業所の名称及び所在

地を定めなければならないと規定し、同条第2項は、第1項の規約の変更（厚生年金基金令第2条で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じないと規定し、同第118条第1項は、規約の変更は代議員会の議決を経なければならないと規定している。

- 2 本件の問題点は、前記1の関係法令等の規定に照らし、原処分が適正・妥当なもの認められるかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 法第115条第1項及び同第2項、同118条第1項並びに本基金規約第5条及び同第23条の規定によれば、本基金の設立事業所が同基金から脱退するためには、同基金の代議員会の議決を経た上で、本基金からの脱退に係る規約の変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならないことは明らかであり、また、前記1の(2)のイで保険者が述べるように、資本関係や系列関係にない多数の設立事業所が共同で厚生年金保険に関する事業を行う団体である総合型厚生年金基金にあっては、その設立事業所が誰であるかが当該基金の事業運営に重大な影響をもたらすので、その加入や脱退について当該基金が可否を判断し、主務官庁がその判断の是非を監督するのは理にかなっており、事業所が自由に本基金に出入りできるものではないことは明らかであるから、請求人が主張する「設立事業所の脱退の自由」は、法や本基金規約等の関係法令等の規定の範囲内で限定的に認められると解するのが相当である。

- (2) かといって、本件のように、脱退事業所にとって重大な利害得失が絡む

脱退時特別掛金の算定方法において、本基金規約上、脱退日を基準財政決算年度の唯一の決定要因としておきながら、同規約及びその他本基金が定める基準、内規等において、脱退日とはいつか、脱退日はどのように決定されるのかについての明確な定義・規定を置くことをせず、また、脱退の具体的事例に応じてその脱退日を事業所消滅日、代議員会議決日あるいは理事長の専決処分の日等と適宜決定し、かつ、そのような脱退日の具体的決定事例を設立事業所に周知してこなかった本基金の状況にかんがみれば、請求人が主張するように脱退時特別掛金の額についてその予見可能性はないというべきであるから、本基金に一定程度の自治の範囲が認められるとしても、本件脱退に係る同基金の対応は当該自治の範囲を逸脱した不適正・不当なものとするのが相当である。

- (3) そうすると、本件脱退日は、請求人が主張する平成〇年〇月〇日と認定するのが妥当であり、これと趣旨を異にする原処分は取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。